

栃木会館跡地整備事業

募集要項

令和 8 (2026) 年 2 月 13 日

栃 木 県

《 目 次 》

I. 募集要項の位置付け	1
1. 趣旨	1
2. 本書の位置付け	1
II. 事業内容に関する事項	2
1. 事業名称	2
2. 事業の目的	2
3. 県庁前エリアの現状等	2
4. 事業の基本方針	3
5. 事業方式(形態)等	4
6. 本事業の契約の枠組	6
7. 事業スケジュール	6
III. 事業者の募集に関する事項	7
1. 事業者の募集及び選定	7
2. 募集スケジュール	7
3. 応募の手続	7
IV. 応募資格に関する事項	12
1. 応募者の構成等	12
2. 応募者の資格要件	12
3. 構成員の制限	12
4. 資格基準日	13
V. 提案の選定に関する事項	14
1. 選定委員会の設置	14
2. 選定方法	14
3. 選定結果の公表	14
VI. 提案に関する条件等	15
1. 県と事業者の業務分担	15
2. 土地の売却条件等	15
VII. 募集要項等に関する問合せ先	18

I. 募集要項の位置付け

1. 趣旨

栃木県庁前に位置する県有地「栃木会館跡地」は、令和元(2019)年から芝生広場として、イベント会場などに暫定的に利用しています。

栃木県（以下「県」という。）では、この敷地を含む県庁舎周辺整備を県政の重要課題の一つとして位置付け、県有地の利活用に向けて継続的に検討を重ねてきました。令和6(2024)年度に、これまでの調査・検討結果を踏まえ、利活用の方向性を「オフィスビル」「大規模複合施設」「低容積利用」の3つのパターンに類型化したところです。

今回、「県庁舎周辺整備事業」の一環として、県有地「栃木会館跡地」の利活用を担う民間事業者（以下「事業者」という。）を、公募により選定します。

2. 本書の位置付け

この募集要項は、栃木会館跡地整備事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、本事業の目的や内容、応募資格、選定方法、提出書類、スケジュールなど、応募に必要な情報をまとめたものです。応募者は、募集要項の内容を踏まえて、応募に必要な書類を提出することとします。

「募集要項」、別添資料である「事業者選定基準」、「様式集」、「基本協定書（案）」、「土地売買契約書（案）」は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）とします。

II. 事業内容に関する事項

1. 事業名称

栃木会館跡地整備事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

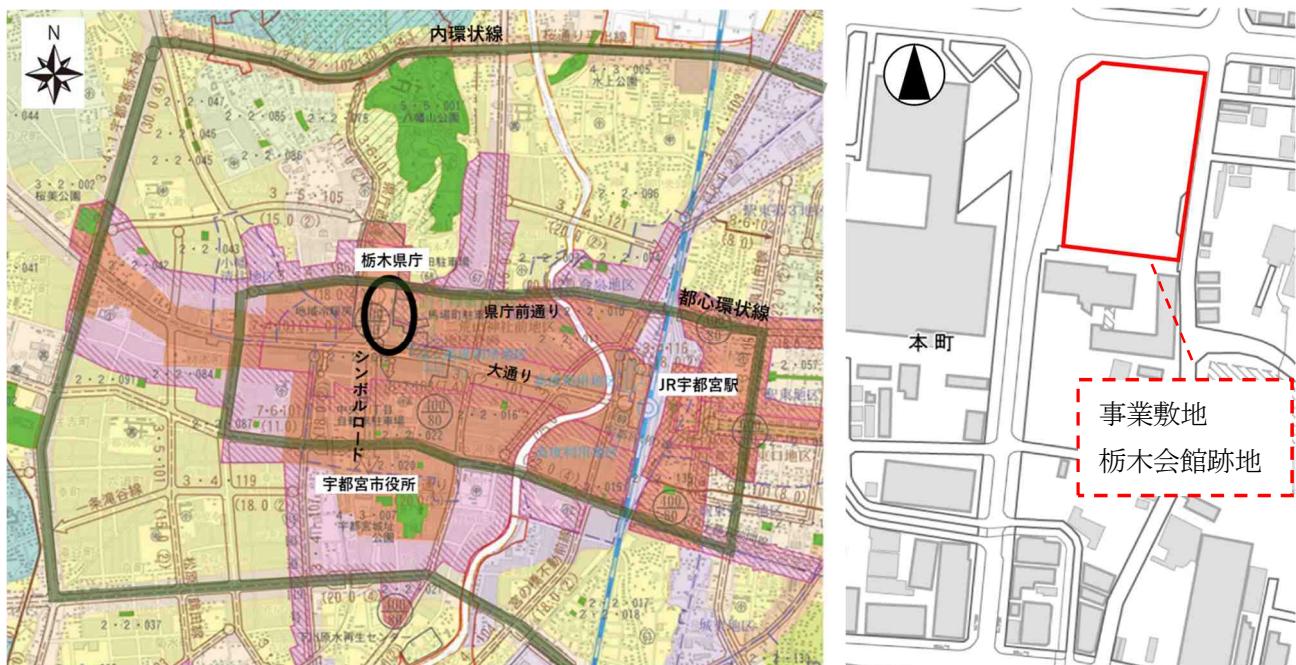
本事業は、県庁前に位置する事業敷地「栃木会館跡地」（以下、「事業敷地」という。）について、周辺地域の活性化を図るとともに、県庁前にふさわしい魅力的な空間の創出を目的とした利活用を、民間活力により進めるものです。

3. 県庁前エリアの現状等

事業敷地が位置する県庁前エリアは、多くの県民が集う県の中心地であり、栃木県総合文化センターなどの公共施設が集積する重要なエリアとなりますが、未利用の県有地の点在、周辺道路において朝夕を中心に渋滞の発生といった状況も見られ、エリアの魅力や価値の向上に向けた取組が必要となっています。

事業敷地は県庁の南正面に位置しており、現在は芝生広場として周辺に広がるオープンスペースと一体的に、イベント会場や県民の憩いの場として活用されています。

図 II-1：事業敷地（広域図・周辺図）



※周辺図：「地理院地図（電子国土 WEB）」（国土地理院）（<https://maps.gsi.go.jp/>）をもとに県作成

また、宇都宮市のまちづくり関連計画においては、県庁前エリアについて、主に以下のとおり位置付けられています。

県庁前エリアの位置づけ（宇都宮市のまちづくり関連計画※）

- ◆ 人を中心の居心地のよいウォーカブルなまちづくり
- ◆ 回遊性や滞在機能の強化、シンボル性の高い空間の形成
- ◆ 人と自転車、自動車、公共交通が共存できるまちなか空間
- ◆ まちなかの賑わい・交流空間の形成
- ◆ 官民協働による居心地が良い街路空間の形成
- ◆ 「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」など多様なまちの機能の立地誘導
- ◆ デジタル化の促進に繋がる基盤整備の推進
- ◆ 目に映る緑の充実、親水空間や水辺の環境保全・活用

※第6次宇都宮市総合計画後期基本計画、都心部まちづくりビジョン、都心部まちづくりプランより

4. 事業の基本方針

県庁前エリアの現状や位置づけ等を踏まえ、本事業では、拡幅を検討しているシンボルロード（主要地方道宇都宮向田線）（以下、「シンボルロード」という。）と一体となったウォーカブルなまちづくりなどによる県庁前エリアの交流・賑わいの創出に配慮し、商業、業務、医療機能等（マンションなどの住居系機能は除く。）の事業者が提案する機能による複合施設（以下「本施設」という。）を整備することとします。

事業者による事業敷地の利活用により、県庁前エリアの魅力や価値の向上につながることを期待しています。

5. 事業方式(形態)等

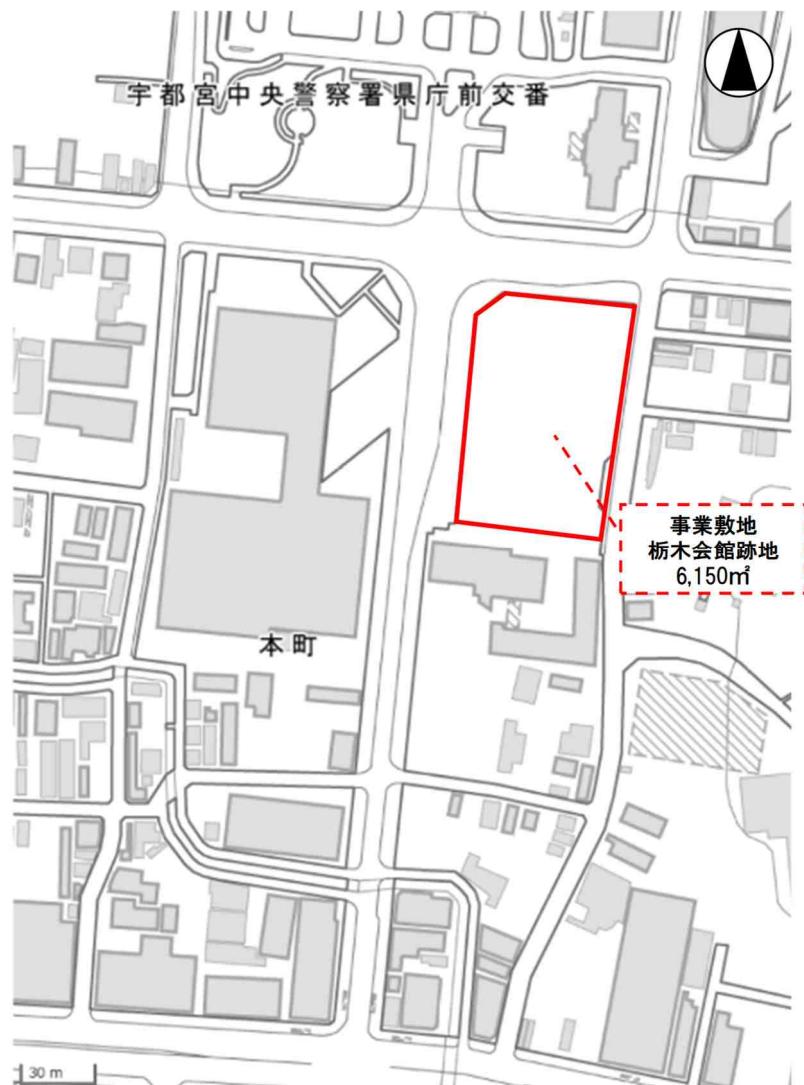
(1) 事業スキーム

本事業は、事業敷地を事業者に売却し、事業者が本施設を設計、建設、維持管理、運営します。

(2) 事業敷地

栃木会館跡地	
所在	栃木県宇都宮市本町 12- 1
面積	約 6, 150 m ²
接道状況	東側：市道 876 号線（幅員 7m） 西側：主要地方道宇都宮向田線（幅員 30m） 北側：主要地方道宇都宮向田線（幅員 28. 3m）
法規制	用途地域（商業地域）、建ぺい率（80%）、容積率（600%）※ その他地域地区（防火地域） ※宇都宮市が定める容積率緩和要件を満たすことで、最大 900%までの活用が可能となります。
売却価格	県が提示する最低売却価格以上であることを条件に、事業者が提案する額とします。
その他	a. 埋蔵文化財 埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときは、速やかに宇都宮市魅力創造部文化都市推進課 文化財保存活用グループ（028-632-2764）に連絡してください。 b. インフラ施設 周辺のインフラ施設（電気、ガス、上水道、下水道等）の敷設状況の確認等については、事業者において行ってください。 c. 地下埋設物 旧栃木会館の地下構造物が一部残置しています。詳しくは、参考資料 1 「地下残存図」をご確認ください。また、敷地の一部については、残置物の有無が確認できていない箇所があります。

図 II-2 事業敷地



※「地理院地図（電子国土 WEB）」（国土地理院）（<https://maps.gsi.go.jp/>）をもとに県作成

6. 本事業の契約の枠組

(1) 基本協定

優先交渉権者決定後速やかに、県と優先交渉権者は、土地売買契約締結に向けた双方の協力義務や本事業の円滑な実施に必要な基本的事項等を定めた基本協定を締結します。

(2) 土地売買契約

基本協定の締結後、事業者は、土地売買契約を県と締結します。

図 II-3 契約の枠組



7. 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、次のとおりです。

項目	予定期間
優先交渉権者の決定	令和8年7月中旬
基本協定の締結	令和8年8月
土地売買契約の締結	基本協定の締結後（令和8年9月を想定）
本施設の整備・維持管理・運営	提案による (対象地の所有権移転から3年以内に着工してください。ただし、県が了承した場合は、この限りではありません。)

III. 事業者の募集に関する事項

1. 事業者の募集及び選定

(1) 募集方式

事業者の募集は、公募型プロポーザル方式により行い、応募者から本事業の提案を求めることとします。

(2) 事業者の選定

選定委員会において、応募者の提案書を審査し、最優秀提案及び次点を選定します。

選定委員会での選定結果を踏まえ、県が優先交渉権者、次順位交渉権者を決定します。その後、県との協議等を経て、基本協定を締結し、本事業に着手します。

2. 募集スケジュール

本事業の募集スケジュールは、次のとおり予定しています。

項目	予定時期
募集要項等の公表	令和8年2月13日
事業者との直接対話申込締切	令和8年2月25日
事業者との直接対話	令和8年2月26日、3月2日、3月4日
募集要項等に関する質問の締切	令和8年3月13日
質問に関する回答	令和8年3月27日
参加表明書の提出	令和8年4月13日から4月17日
参加表明書の審査・回答	令和8年4月28日まで
提案書の受付	令和8年6月15日から6月19日
企画提案書の審査	令和8年6月中旬から7月中旬
優先交渉権者の決定	令和8年7月中旬（予定）
基本協定の締結	令和8年8月（予定）
土地売買契約の締結	基本協定の締結後（令和8年9月を想定）

3. 応募の手続

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、県ホームページで公表します。

(2) 事業者との直接対話の実施

本事業及び募集の趣旨について、事業者の理解促進を図るため、県と事業者との直接対話を実施します。

開催日時	令和8年2月26日（木）、3月2日（月）、3月4日（水） 9時～16時
会場	希望者に対して、別途、県から会場を通知します。
参加申込方法	別添の指定様式（様式1－1 直接対話2回目参加申込書）に記入し、次の申込期限までに「VII 募集要項等に関する問合せ先」に示す【担当窓口】にE-mailにより提出してください。また、件名は「栃木会館跡地整備事業・直接対話申込【●●】」（※●●は提出企業名）としてください。
申込期限	令和8年2月25日（水）17時
参加人数	1者3名以内としてください。 ※グループでの参加も可能です。その場合、1グループ10名以内としてください。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対話は、1事業者あたり1回とします。 ・ 対話内容は原則非公表としますが、県の判断により、募集要項等の修正を行い公表することがあります。 ・ 当日は募集要項等の配布を行わないため、募集要項等については、応募者において持参してください。 ・ 優先交渉権者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、優先交渉権者を選定するための提案内容を拘束するものではありません。

(3) 募集要項等に対する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

質問の提出期限	令和8年3月13日（金）17時
質問に対する回答公表	令和8年3月27日（金）県ホームページで公表
質問の提出方法	募集要項等に関する質問書（様式1－2）に必要事項を記入し、提出期限までに「VII 募集要項等に関する問合せ先」に示す【担当窓口】にE-mailにより提出してください。また、件名は「栃木会館跡地整備事業・質問【●●】」（※●●は提出企業名）としてください。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問を行った応募者名は公表しません。 ・ 意見表明と解されるものなど内容によっては回答を行わない場合があります。

(4) 本募集に関する追加資料の公表

県は、本募集要項等のほか、本募集に関する追加資料を公表することがあります。この場合は県ホームページに公表します。

(5) 参加表明書の受付

参加表明書を以下のとおり受け付けます。

受付日時	令和8年4月13日（月）から4月17日（金）の9時から12時及び13時から17時 (郵送の場合は令和8年4月17日（金）17時必着)
提出方法	「別添2：様式集」に規定する参加表明時必要書類に必要事項を記入の上、「VII 募集要項等に関する問合せ先」に示す【担当窓口】に持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出してください。 持参の場合は、提出時間について、「VII 募集要項等に関する問合せ先」に示す【担当窓口】に、あらかじめ電話で連絡の上持参してください。 なお、県は、提出された参加表明時必要書類を審査した上で必要があると判断した場合は、当該書類等の再提出を求めることがあります。

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認の結果は、参加資格確認結果通知書により令和8（2026）年4月28日（火）までに応募企業又は応募グループの代表企業宛に送付します。

なお、参加資格の確認の結果において参加資格があると認められた者でも、県に提出した書類等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消します。

(7) 提案内容

応募提案の内容は、次のとおりとします。

1) 事業の総合計画に関する提案

導入機能や事業実施体制、スケジュール・収支計画などの提案

2) 施設の設計・建設計画に関する提案

民間施設及びオープンスペースの規模や配置計画、ゾーニングなどの提案

3) 交流・賑わい創出に関する提案

周辺を含む交流・賑わいに資するための機能や方策などの提案

(8) 提案書の提出

1) 提出方法

提案書は以下のとおり受け付けます。

受付期間	令和8年6月15日（月）～令和8年6月19日（金）の9時から12時及び13時から17時 (郵送の場合は令和8年6月19日（金）17時必着)
提出方法	別添2「様式集」に規定する各種提出書類等を下記へ持参又は郵送 (配達証明付書留郵便に限る。)により提出してください。 持参の場合は、提出時間について、「VII 募集要項等に関する問合せ先」に示す【担当窓口】に、あらかじめ電話で連絡の上持参してください。

2) 費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

3) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した提案書等に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とします。

4) 使用言語及び単位

本事業に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとします。通貨は日本円とします。

5) 資料等の取扱い

県が配布する資料等は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

6) 著作権

提案書等、応募図書の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認めるときには、県は事業者の確認を得た上で、事業者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の審査以外に使用しません。
なお、提案書等は返却しません。

7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとします。

8) 内容変更の禁止

誤字等を除き、提出後の提案内容の変更は認めません。

9) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできません。

10) 情報公開請求

応募書類について、栃木県情報公開条例（平成 11 年条例第 32 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合があります。

ただし、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあると認められる情報は、非公開となります。

(9) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、様式 2－4 「参加辞退届」を令和 8（2026）年 6 月 19 日（金）17 時までに提出してください。

IV. 応募資格に関する事項

1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとします。

- (1) 応募者は、本事業に意欲があり、本事業を行う企画力、資本力等経営能力を備えた単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、この場合、代表企業を定めることとします。
- (2) 応募企業又は応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできません。
- (3) 参加表明書提出以降における応募グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、やむを得ないと県が判断した場合は、代表企業以外の構成員の追加・変更を認めることができます。変更前の構成員と同等以上の能力を有すると認められる条件とします。その場合には、県は必要に応じ、応募者に書類の再提出を求めることがあります。

※ 本事業を実施するに当たり、本事業の実施のみを目的とする新たな会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社とする。）を設立して事業実施を行う場合は、応募時点での旨を記載してください。

2. 応募者の資格要件

応募者は、事業敷地を購入できる者であり、本施設の設計・建設を行い、安定して施設を維持管理・運営できる資力と企画力を有する者であることとします。

3. 構成員の制限

次のいずれかに該当する者は、応募企業又は応募グループの構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 県の指名停止措置を受けている者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定により従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は同法第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (7) 電子交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受け

- ている者及び経営状態が著しく不健全である者
- (8)直近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (9)直近1年間の栃木県における県税を滞納している者
- (10)栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は第4号の規定に該当する者
- (11)県が本事業について、アドバイザリー業務を委託している八千代エンジニヤリング株式会社（同協力事務所として渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）と資本面若しくは人事面において関連がある者
- (12)募集要項公表日から選定結果の公表までの期間に、本事業について選定委員会委員と接触を試みた者。ただし、故意でない場合を除きます。

4. 資格基準日

上記「2 応募者の資格要件」及び「3 構成員の制限」の資格要件等の確認基準日は参加表明書の提出時から基本協定の締結時に至るまでの期間とします。

V. 提案の選定に関する事項

1. 選定委員会の設置

優先交渉権者の選定に当たり、外部有識者等で構成される選定委員会において、提案書を審査し、最優秀提案及び次点を選定します。

県は、選定委員会の選定結果を参考に、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定します。

県は、優先交渉権者との協議が整わない場合、次順位交渉権者と協議します。

また、応募者が1者であった場合でも、提案書の審査・選定は行います。

2. 選定方法

応募者から提出された提案書に対して、資格要件、企業の財務状況の安定性・実績、事業計画（民間施設の提案の確実性など）、施設計画（周辺との調和など）、交流・賑わい創出等の評価により審査を行います。また、審査は次の方法で行います。

- (1)採点は、選定委員会の合議とします。
- (2)選定委員会は、非公開とします。
- (3)応募者については、匿名審査とします。

また、提案書等の受付後、応募者に対してヒアリングを行います。ヒアリングについては、以下のとおりです。

- (4)ヒアリングの日程、場所、内容などについては、電子メールで通知します。
- (5)日程は、令和8（2026）年7月を予定しています。
- (6)グループで応募の場合、代表企業に通知します。
- (7)ヒアリング時には、応募者による提案内容に関するプレゼンテーションを実施します。
- (8)ヒアリングの参加者は、様式2－1 参加表明書に記載の代表企業及び構成企業とします。
- (9)ヒアリングは、事前に提出された書類のみを用いて実施し、当日に追加資料を提示しての説明は認めません。

3. 選定結果の公表

選定結果は各応募者に個別に通知するほか、県ホームページにて公表します。

VI. 提案に関する条件等

1. 県と事業者の業務分担

想定される県と事業者の業務の役割分担は、次のとおりです。

表 VI-1 業務の役割分担

主要分類	主な業務項目	業 務	
		県	事業者
土地の売買	事業敷地の売買契約締結	○	○
施設の設計、建設業務	本施設の設計、建設、工事監理、各種申請及び登記		○
施設の維持管理業務	本施設の維持管理（保守、修繕・更新、清掃、警備等）		○
施設の運営業務	本施設の運営		○

2. 土地の売却条件等

(1) 土地の売却方法

事業者は、事業敷地について II.7 に示す土地売買契約締結予定時期（詳細は県及び事業者の協議により定める。）に土地売買契約を県と締結するものとします。

(2) 売却対象面積

事業敷地「栃木会館跡地」は約 6,150 m²とします。

(3) 売却価格

売却価格は、次に示す最低売却価格以上であることを条件に、応募者が提案する額とします。

最低売却価格：1,937,000,000 円

(4) 売却条件

- 1) 事業者は、自らが提案した売買代金を「土地売買契約書（案）」に示す土地売買契約の定めに基づき、県に支払います。なお、契約締結の際、売買代金の 100 分の 10 の契約保証金を県に納付してください。
- 2) 事業用地の所有権移転登記は土地売買代金の全額納付以降に県が嘱託登記により行い、事業者に引き渡します。
- 3) 事業者は、所有権移転の日から起算して 10 年間は、事業者提案に基づき県と合意した用途

を変更してはならないものとします。ただし、やむを得ない事由により県の承認を得た場合は、この限りではありません。

- 4) 売買契約に当たっては、事業者提案の内容の実行を担保するため、10年間の買戻し特約を付することとします。買戻し特約の登記は、県が所有権移転登記と同時にを行い、登記に要する費用は事業者の負担とします。
- 5) 事業者は、事業敷地について、所有権移転の日から起算して10年間は、その所有権を第三者に移転し、又は第三者のために権利を設定してはならないものとします。ただし、やむを得ない事由により県の承認を得た場合や、本事業を遂行する上で事業敷地の購入代金の8割を上限として、県の事前の承諾を得て、金融機関に対して抵当権を設定する場合は、この限りではありません。
- 6) 事業者は、所有権移転の日から起算して10年以内に県の承認に基づいて、事業敷地を第三者へ所有権移転する場合は、事業者提案の内容を第三者に承継し、遵守させる必要があります。

(5) 土地利用に関する条件

- 1) 導入機能は、商業、業務、医療機能等の事業者が提案する機能からなり、多様な世代の人の交流につながる複合施設とすること。
- 2) 県民広場等との調和を考慮したオーペンスペースの確保に配慮すること。
- 3) 景観の連続性等を考慮し、周辺建物の高さ・景観・色彩との調和を図ること。
- 4) 周辺道路交通への交通負荷を軽減するための駐車場配置や搬入動線、公共交通との連携策を提案すること。
- 5) 防災に関する機能を導入すること。

(6) 制限事項

次の機能、用途等については、提案することはできません。

- 1) マンションなどの住居系機能
- 2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第1項第1号から第4号までに規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供する施設
- 3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用
- 4) 政治的又は宗教的用途
- 5) 商業テナントビルを提案する場合、以下の業種の入居
 - ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - イ 公営競技及び宝くじを除いたとばくに関する業種

(7) 関係法令等の遵守

事業敷地の利活用に当たり、事業者は関係法令等を遵守してください。

また、事業敷地の利活用に当たって必要な許認可の取得や手続については、事業者の責任と負担により実施してください。

(8) 埋蔵文化財・土壌汚染・地下埋設物

事業敷地は、埋蔵文化財包蔵地には該当せず、隣接地にも含まれていません。また、従前より栃木会館及び栃木県農協会館等として利用されていた土地であり、土壌汚染を生じさせるような利用履歴はありません。さらに、現地調査において異臭や土壤の変色等、土壌汚染の端緒は確認されず、水質汚濁防止法、下水道法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行ったところ、事業敷地及びその周辺地において土壌汚染が懸念される施設の届出は確認されていません。

なお、工事着工後に埋蔵文化財、土壌汚染、地下埋設物の撤去・処分等が発見された場合、これらに関する調査・撤去・処分等に要する費用は、事業者の負担とします。また、これらの発見に伴う調査等により工事着工が遅延し、費用増大等が発生した場合についても、事業者の負担とします。

(9) 貸付けの継続

対象地の一部は、従来貸し付けていることから、売却後も以下の内容で継続して貸し付けることを原則とします。なお、継続貸付けに係る詳細については、事業者が各設置者と協議して決定するものとします。

項目	面積・数量	問合せ先	所在	電話番号
下水道合流改善貯留施設	73.68 m ²	宇都宮市上下水道局下水道管理課	宇都宮市河原町1番41号	028-633-3391
看板	0.25 m ²	宇都宮市魅力創造部文化推進課	宇都宮市旭1丁目1番5号	028-632-2764
支線	1本	N T T東日本株式会社 栃木エリア統括部涉外担当	宇都宮市東宿郷4丁目3番27号	028-613-4980
配電塔、 支線、 地中埋設管	1基 1本 2.32 m ²	東電用地株式会社 栃木支社	宇都宮市戸祭3丁目9番22号	028-305-5450

(10) その他

- 1) 検討中のシンボルロード拡幅事業の影響により、当該敷地西側は、一部区間で道路の高さが変わること可能性があります。
- 2) 物件の引渡しは、現状のままで行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。募集要項に記載の内容と現状が異なる場合には、現状を優先します。

VII. 募集要項等に関する問合せ先

【担当窓口】

栃木県総合政策部総合政策課 政策企画・地方創生担当

電話：028-623-2206

E-mail： sogo-seisakukikakutanto@pref.tochigi.lg.jp